

条例・規則等

- p 1 熊本市政治倫理条例（平成2年条例第34号）
- p 4 熊本市政治倫理条例施行規則（平成2年議会規則第1号）
- p 6 熊本市政治倫理条例施行規則（平成2年規則第59号）
- p 11 熊本市政治倫理審査会運営要綱

熊本市政治倫理条例

平成2年4月18日

条例第34号

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その負託に応えるため、市議会議員（以下「議員」という。）及び市長の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、もって清浄で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員及び市長の責務)

第2条 議員及び市長は、市民全体の代表者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員及び市長は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
- (2) 政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないものとし、その後援団体についても同様に措置すること。
- (3) その地位を利用しいかなる金品も授受しないこと。
- (4) 市の職員の公正な職務執行を妨げ、又は市の職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
- (5) 市民全体の奉仕者として行動すること。また、市民全体の代表者として、法令を遵守しその品位と名誉を損なう行為を慎むとともに、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。

(政治倫理審査会の設置)

第4条 政治倫理に関する重要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、熊本市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員11人をもって組織する。
- 3 審査会の委員は、社会的信望があり、地方行政に関し識見の高い者のうちから市長が議会の同意を得て委嘱する。
- 4 審査会の委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員の定数の3分の2以上の同意を要する。

(守秘義務等)

第5条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その者が委員

でなくなった後も、同様とする。

2 審査会の委員は、その職務を政治的目的のために利用してはならない。

3 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(市民の調査請求権)

第6条 市民は、議員又は市長が第3条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、規則で定めるところにより、有権者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項に規定する選挙権を有する者をいう。）の総数の200分の1以上の者の連署をもって、これを証する資料を添付した調査請求書を提出して、議員に係るものについては議長に、市長に係るものについては市長に、調査を請求することができる。

2 議長は、前項の規定により議員に対する調査の請求を受けたときは、その書面の写しを市長に送付するものとする。

3 市長は、前項の規定により送付を受けたとき又は第1項の規定により自らに対する調査の請求を受けたときは、直ちに審査会に審査を付託しなければならない。

(倫理基準違反の審査)

第7条 審査会は、前条第3項の規定による審査を付託されたときは、当該事案の適否又は存否の審査を行い、審査会が必要と認める措置を勧告することができる。

2 審査会は、前項の審査を行うため、事情聴取等必要な調査を行うことができる。

3 第1項の規定による勧告は、文書をもって行い、かつ、理由を付さなければならない。

4 審査会は、第1項の規定による審査を終えたときは、審査結果の要旨を公表しなければならない。

(資産報告書の提出)

第8条 審査会は、事案の解明のため必要があるときは、規則で定めるところにより、資産報告書の提出を求めることができる。

(議員又は市長の協力義務)

第9条 議員又は市長は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

(照会)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して事案の実態を明らかにするものとする。

(虚偽報告等の公表)

第11条 審査会は、議員又は市長が第8条による資産報告書の提出をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は調査に協力しなかったときは、その旨を公表するものとする。

(収賄罪等宣告後における釈明)

第12条 議員又は市長が、刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までに定める罪により有罪の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、議員については議会が、市長については市長が、市民に対する説明会を開かなければ

ばならない。この場合において当該議員又は市長は、説明会に出席し釈明することができる。

- 2 前項の説明会において、市民は、当該議員又は市長に質問することができる。
- 3 第1項に定める説明会の開催の手續その他その運営に関し必要な事項は、議会及び市長においてこれを定めるものとする。

(収賄罪等確定後の措置)

第13条 議員又は市長が前条の有罪の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項の規定により失職する場合を除き、議会又は市長は、その名誉と品位を守り市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 議会は、前項の当該議員に議会の名誉と品位を損なう重大な行為があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第134条及び第135条の規定に基づき懲罰を科することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議会又は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年9月24日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年6月19日条例第67号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前になされた調査の請求に係る第7条の審査については、この条例による改正前の熊本市政治倫理条例(以下「旧条例」という。)第3条第3号及び第4号の規定は、この条例の施行後も、なお効力を有する。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第4条第3項の規定により委嘱された熊本市政治倫理審査会の委員である者は、施行日に、この条例による改正後の熊本市政治倫理条例(以下「新条例」という。)第4条第3項の規定により、熊本市政治倫理審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第4条第4項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第4条第3項の規定により委嘱された熊本市政治倫理審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成27年7月3日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

熊本市政治倫理条例施行規則

平成2年12月1日

議会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市政治倫理条例（平成2年条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査請求)

第2条 条例第6条第1項の規定により調査を請求しようとする者は、調査請求書（別記様式）を議長に提出しなければならない。この場合において、調査請求書にする署名は、調査請求がなされる日前60日以内にされたものでなければならない。

2 前項の調査請求は、条例の施行の日前になされた事案については、これを行うことができないものとする。

3 第1項の調査請求書に添付の疑義を証する資料は、条例第3条の政治倫理基準に違反する疑いのある事実を証する書面でなければならない。

(説明会)

第3条 議長は、条例第12条の規定により説明会を開くときは、開催の日時及び場所その他必要な事項を定め、開催日の1週間前までに告示しなければならない。

2 説明会においては、代理人を出席させ、又は補佐人を付けることはできない。

3 議員は、やむを得ない理由により説明会に出席できないときは、その前日までに議長に弁明書を提出するものとする。

4 前項の弁明書が提出されたときは、その旨を告示するものとする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月27日議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月19日議会規則第3号）

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第2条第1項後段及び別記様式の規定は、平成24年9月1日以後になされる調査の請求について適用する。

調 査 請 求 書

年 月 日

熊本市議会議長 (宛)

請求者 住 所
(代表者) 氏 名 印

熊本市政治倫理条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり調査を請求いたします。

1 違反するおそれがあると
認められる者の氏名

2 違反の内容(1,000字以内)

3 違反の根拠 熊本市政治倫理条例第3条第 号

4 違反を証する資料

調査請求者署名簿

(区)

有権者である ことの確認欄	署名年月日	住 所	生年月日	氏 名	印

- (注) 1 氏名は、自署すること。
2 請求代表者が署名押印した調査請求書を正本とし、正本の調査請求者署名簿欄は空白とすること。
3 調査請求者による署名は、正本の写しに行うこと。
4 有権者であることの確認欄は、記載しないこと。
5 署名簿は、区ごとに作成すること。

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市政治倫理条例（平成2年条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の会長等)

第2条 熊本市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会は、調査審議を適正かつ迅速に行い、又は会議の秩序を維持するために、必要な措置をとることができる。

(委員の除斥)

第4条 審査会の委員は、自己若しくは配偶者又は3親等内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係がある事件については、その審査に加わることができない。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、総務局において処理する。

(傍聴)

第6条 審査会の会議の傍聴については、熊本市議会傍聴規則（平成8年3月1日制定）の例による。

(調査請求)

第7条 条例第6条第1項の規定により調査を請求しようとする者は、調査請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、調査請求書にする署名は、調査請求がなされる日前60日以内にされたものでなければならない。

2 前項の調査請求は、条例の施行の日前になされた事案については、これを行うことができないものとする。

3 第1項の調査請求書に添付の疑義を証する資料は、条例第3条の政治倫理基準に違反する疑いのある事実を証する書面でなければならない。

(調査請求書等の点検、審査及び不備の補正)

第8条 審査会は、審査の付託を受けたときは、調査請求書の記載事項及び添付書類の内容について点検及び審査をし、調査請求に不備があるときは、相当の期間を定めて、その補正を命ずることができる。

(調査請求の却下)

第9条 審査会は、調査請求を行った者が前条の補正命令に従わないときは、決定で当該

請求を却下する。

(意見の開陳)

第10条 審査会は、条例第7条第2項に規定する調査を行うに際しては、当該議員又は市長に意見を述べる機会を与えなければならない。

(勧告書の写しの送付)

第11条 審査会は、条例第7条第3項の規定により勧告をしたときは、その写しを請求者に送付するものとする。

(審査結果の公表)

第12条 条例第7条第4項の規定による審査結果の要旨の公表は、市の広報紙に掲載して市民に周知させるものとする。

(資産報告書の提出)

第13条 条例第8条の規定に基づき審査会が提出を求める資産報告書(様式第2号)の内容は、次に掲げるもののうち、審査会が指定するものとする。

(1) 資産の内容

- ア 不動産の各物件の明細及び価額(本人が現に居住する建物及びその土地を除く。)
- イ 動産並びに債権及び債務の明細及び価額(本人が現に居住の用に供している備品、3親等内の親族間の債権、債務並びに現に居住する建物及びその土地に係る債務を除く。)
- ウ 公債、社債、株式(出資を含む。)その他の有価証券又は先物商品の取引の明細、期日及び価額
- エ 不動産権益の購入、売却又は交換についての明細、期日及び価額(本人が現に居住する建物及びその土地を除く。)

(2) 収入及び贈与の内容

- ア 給与、報酬、配当金、利子、賃貸料、謝礼金その他これらに類する収入の出所、期日及び金額(1出所当たり5万円未満のものを除く。)
- イ 贈与及びもてなし(交通、宿泊、飲食、娯楽等)の出所、内容、期日及び金額又は価額(1出所当たり5万円未満の贈与及びもてなしを除く。)

(3) 地位及び肩書

- ア 企業、非営利団体その他の団体(宗教的、社交的又は政治的団体を除く。)において有する全ての地位及び肩書
- イ 報告義務者がその職を退いた後の雇用に関する契約その他の取決めについての当事者及び条件

2 審査会は、資産報告書の提出を求めるに当たっては、相当の期限を付することができる。

(虚偽報告等の公表)

第14条 条例第11条の規定による虚偽報告等の公表は、緊急を要するとき、その他特別の理由があるときを除いて、市の広報紙により行うものとする。

(説明会)

第15条 市長は、条例第12条の規定により説明会を開くときは、開催の日時及び場所その他必要な事項を定め、開催日の1週間前までに告示しなければならない。

2 説明会においては、代理人を出席させ、又は補佐人を付けることはできない。

3 市長は、やむを得ない理由により説明会に出席できないときは、その前日までに弁明書を提出するものとする。

4 前項の弁明書が提出されたときは、その旨を告示するものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。ただし、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年4月1日規則第38号）抄

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月26日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月29日規則第145号）

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第7条第1項後段及び別記様式の規定は、平成24年9月1日以後になされる調査の請求について適用する。

調 査 請 求 書

年 月 日

熊本市長（宛）

請求者 住 所
（代表者）氏 名 印

熊本市政治倫理条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり調査を請求いたします。

- 1 違反するおそれがあると認められる者の氏名
- 2 違反の内容（1, 000字以内）
- 3 違反の根拠 熊本市政治倫理条例第3条第 号
- 4 違反を証する資料

調査請求者署名簿

（ 区）

有権者である ことの確認欄	署名年月日	住 所	生年月日	氏 名	印

- （注）
- 1 氏名は、自署すること。
 - 2 請求代表者が署名押印した調査請求書を正本とし、正本の調査請求者署名簿欄は空白とすること。
 - 3 調査請求者による署名は、正本の写しに行うこと。
 - 4 有権者であることの確認欄は、記載しないこと。
 - 5 署名簿は、区ごとに作成すること。

様式第2号（第13条関係）

<略>

熊本市政治倫理審査会運営要綱

制定 平成19年 8月22日審査会会議

改正 平成27年 8月24日審査会会議

平成28年 3月31日審査会事務局総務厚生課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市政治倫理条例施行規則（平成2年規則第59号）第16条の規定に基づき、熊本市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 審査会の会議の招集をするときは、会長の指示を受け、総務局長の決裁により招集通知を作成し、会長名で当該通知を送付するものとする。

(署名の確認)

第3条 調査請求書の署名数の確認を熊本市選挙管理委員会に依頼するときは、総務局長決裁により依頼文を作成し、審査会事務局総務局長名で依頼するものとする。

(審査会決定事項の書面作成)

第4条 審査会で決定された事項を書面にするときは、総務局長決裁により行うものとする。ただし、審査会において書面の内容の確認が必要とされた場合は、この限りでない。

(会議録)

第5条 審査会の会議が開催された場合は、会議録を作成するものとする。

2 会議録の作成は、総務課長決裁により行うものとする。

(その他の決裁)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、審査会の庶務に関する決裁については、熊本市事務決裁に関する訓令（平成8年訓令第3号）の規定によるものとする。

(勧告)

第7条 熊本市政治倫理条例（平成2年条例第34号）第7条第1項の規定による勧告を審議するときは、あらかじめ会長が指名した複数の委員を起草者として、案文を作成させることができる。

2 勧告を決定するときは、会議を欠席した委員の意見も求めることができる。

(会議の開催の周知方法)

第8条 会議の開催の周知は、市政記者室への通知及び市役所本庁舎内での掲示により行う。

2 調査請求代表者に対しては、当該代表者が会議の傍聴により開催日時を了知していると認められる場合を除き、総務局職員が個別に連絡するものとする。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。